

新潟市クリーニング業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業者が講ずべき措置)

第2条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は洗濯物の受取及び引渡しの業務に従事するもの（以下「業務従事者」という。）に関する措置 次に掲げる措置をとること。

ア 営業者は、業務従事者が結核、伝染性の皮膚疾患その他伝染性の疾病にかかった場合は、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従うこと。

イ 営業者は、結核、伝染性の皮膚疾患その他伝染性の疾病についての健康診断を業務従事者に受けさせるべき旨の市長の指示があった場合は、その指示に従うこと。

(2) クリーニング所に関する一般的措置 次に掲げる措置をとること。

ア 受渡場（洗濯物の受取及び引渡しのための施設を設けた場所をいう。以下同じ。）、洗濯場（洗濯物の選別、洗濯、乾燥等のための施設を設けた場所をいう。以下同じ。）及び仕上場に区分し、これらは、それぞれの用途に応じた十分な広さを有し、及びそれぞれの用途に応じた構造とすること。

イ 隔壁等により外部及び住居その他のクリーニング所以外の施設と区画すること。

ウ 換気、採光及び照明を十分に行うことができる構造設備とすること。

エ 床は、コンクリート、タイルその他の不浸透性材料で築造し、及び清掃しやすい構造とすること。

オ 洗濯が終わらない洗濯物を保管する場所及び設備並びに仕上げが終わった洗濯物を整理し、及び区分して取り扱うことができる十分な数の保管棚、集配容器等を設けること。

カ 流水式手洗い設備を設け、これに消毒効果を有する洗剤又は消毒液を常備すること。

キ 洗濯物の処理のために使用する洗剤、溶剤、薬品等を安全に格納する設備を設け、当該洗剤、溶剤、薬品等の品名をその容器等に表示して、これに格納すること。

ク 随時ねずみ、昆虫等を防除すること。

ケ 洗濯物の保管棚，集配容器等は，毎月1回以上消毒すること。

コ クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第1条に規定する洗濯物を取り扱う場合は，当該洗濯物を他の洗濯物と区分して処理するための場所又は容器及び当該洗濯物を洗濯する前に消毒するための場所又は設備を設けること。

サ し尿が付着している洗濯物を取り扱う場合は，当該し尿を，当該洗濯物を洗濯する前に処理するための場所又は設備を設けること。

シ ドライクリーニング処理（有機溶剤を使用する洗濯物の処理をいう。以下同じ。）を行う場合は，当該有機溶剤の清浄化に伴って生ずる汚泥その他の廃棄物を入れる蓋付きの容器を設けること。

(3) 受渡場に関する措置 洗濯物の取扱量に応じた適当な広さの受渡台を設けること。

(4) 洗濯場に関する措置 次に掲げる措置をとること。

ア 腰張りは，床面から少なくとも1メートルまでの部分をコンクリート，タイルその他の不透水性材料で築造し，及び清掃しやすい構造とすること。

イ ドライクリーニング処理を行う場合は，周辺的环境への影響に配慮した適正な位置に局所排気装置その他の換気設備を設けること。

(5) 仕上場に関する措置 次に掲げる措置をとること。

ア 洗濯物の仕上げを行うための専用の作業台を設けること。

イ 仕上げが終わった洗濯物の保管棚，集配容器等は，汚染のおそれがない場所に設けること。

ウ 仕上作業は，手指を清潔にして，及び清潔な作業衣を着用して衛生的に行うこと。

(6) 免許証等の掲示に関する措置 次に掲げる措置をとること。

ア クリーニング所を代表するクリーニング師の免許証をクリーニング所の入口その他の見やすい場所に掲示すること。

イ 法第8条の2第1項の研修又は法第8条の3の講習を修了した旨を証する書類をクリーニング所の入口その他の見やすい場所に掲示すること。

(クリーニング取次店に関する特例)

第3条 クリーニング取次店（洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所をいう。以下同じ。）に係る法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は，前条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。

(1) 業務従事者に関する措置 前条第1号ア及びイに掲げる措置に準じた措置をとること。

(2) クリーニング取次店に関する一般的措置 次に掲げる措置をとること。

ア 前条第2号イからオまで及びクからコまでに掲げる措置に準じた措置

イ 洗濯物の選別、保管、受取、引渡しその他の業務を行うことができる十分な広さを有し、及び当該業務を行うことができる構造とすること。

ウ 手指を清潔にするための消毒装置を設け、又は消毒効果を有する洗剤若しくは消毒液を常備すること。

エ 洗濯物の取扱いは、手指を清潔にして、及び清潔な作業衣を着用して衛生的に行うこと。

(3) その他の措置 次に掲げる措置をとること。

ア 洗濯物の取扱量に応じた適当な広さの受渡台を設けること。

イ 前条第6号イに掲げる措置に準じた措置

(リネンサプライクリーニング所に関する特例)

第4条 リネンサプライ（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後これを回収して洗濯し、更にこれを使用させるために貸与することを繰り返して行うことをいう。以下同じ。）を行うクリーニング所（以下「リネンサプライクリーニング所」という。）に係る法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、第2条の規定によるほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) リネンサプライクリーニング所に関する一般的措置 洗濯物を、その種類及び汚れの程度に応じ、区分して取り扱うことができる保管棚、容器等を設けること。

(2) おしぼりのリネンサプライを行う場合に関する措置 次に掲げる措置をとること。

ア 仕上げが終わったおしぼりは、次に掲げる衛生基準を満たすこと。

(ア) 変色及び悪臭がないこと。

(イ) 大腸菌群が検出されないこと。

(ウ) 黄色ブドウ球菌が検出されないこと。

(エ) 一般細菌数が1枚につき10万個を超えないこと。

イ 貸与したおしぼりは、その貸与の日から4日以内に回収して処理すること。

ウ おしぼりは、摂氏60度以上の温湯で1回以上洗濯すること。

エ 仕上げが終わったおしぼりは、摂氏4度以下で保管し、又は速やかに貸与の相手方に配送すること。

オ おしぼりを処理するために使用する機械器具及び仕上げが終わったおしぼりを配送するために使用する容器等は、随時消毒すること。

(特定溶剤を使用するクリーニング所に関する特例)

第5条 ドライクリーニング処理を行うためにテトラクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタン（以下「特定溶剤」という。）を使用するクリーニング所に係る法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、第2条の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定溶剤を貯蔵する場所（以下「貯蔵場所」という。）の床は、コンクリート、タイルその他の不浸透性材料で築造し、そのひび割れのおそれがある場合は、床面を耐溶剤性の合成樹脂で被覆する等の浸透防止処理を行うこと。
- (2) 特定溶剤が貯蔵場所の周囲に漏出するおそれがある場合は、防液堤、側溝、ためますその他のその漏出を防止するための設備を設置すること。
- (3) 特定溶剤を貯蔵するタンクその他の容器（以下「貯蔵容器」という。）は、地中に設置しないこと。
- (4) 貯蔵容器は、密閉することができる構造とし、その材料は、耐溶剤性の金属又は合成樹脂とすること。
- (5) 貯蔵場所を屋外とする場合は、そこに屋根を設けることとし、そこに屋根を設けることが困難な場合は、貯蔵容器を被覆して直射日光を遮り、及び雨水の浸入を防止すること。
- (6) 貯蔵場所を屋内とする場合は、換気することができる冷暗所とすること。
- (7) 特定溶剤がドライクリーニング機械から洗濯場に漏出するおそれがある場合は、当該ドライクリーニング機械の下にステンレス鋼その他の腐食しにくい材料を用いた受皿を設置すること。
- (8) 特定溶剤を使用するドライクリーニング機械は、排液処理装置及び溶剤蒸気回収装置を設けた構造とすること。ただし、排液処理装置にあつては排液の処理のすべてを廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の許可を受けた者に委託する場合、溶剤蒸気回収装置にあつてはドライクリーニング機械の処理能力の合計がテトラクロロエチレンを使用する場合は30キログラム未満、1,1,1-トリクロロエタンを使用する場合は20キログラム未満であるときは、この限りでない。
- (9) ドライクリーニング機械の排液処理装置から排出される特定溶剤の濃度は、排液1リットルにつき、テトラクロロエチレンにあつては0.1ミリグラム以下、1,1,1-トリクロロエタンにあつては3ミリグラム以下とすること。
- (10) 特定溶剤を含む蒸留残さ物その他の廃棄物は、第1号から第6号までの規定に準じて適正に取り扱うこと。

（検査確認済証の交付等）

第6条 市長は、法第5条の2の規定によりクリーニング所の構造設備について検査し、当該構造設備が法第3条第2項及び第3項の規定に適合することを確認した場合は、規則で定めるところにより、検査確認済証を営業者に交付するものとする。

2 営業者は、前項の検査確認済証をクリーニング所の入口その他の見やすい場所に掲示しなければならない。

(手数料)

第7条 法第5条の2に規定するクリーニング所の構造設備についての検査を受けようとする者は、法第5条第1項の規定による届出をする時に、1件につき16,000円の手数料を納めなければならない。

2 市長は、公益上必要があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。